

国土動第 47 号－ 2  
国水環第 36 号－ 2  
国水下流第 9 号  
令和元年 7 月 26 日

各都道府県不動産業主管部局長  
各都道府県水防担当部局長  
各都道府県、政令指定都市 下水道担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局不 動 産 業 課 長

水管理・国土保全局河 川 環 境 課 長

下水道部流域管理官

水害ハザードマップの周知に関する不動産関連団体への協力について（依頼）

平成30年7月豪雨等により各地で極めて甚大な被害が発生したことを受け、国土交通省では、「不動産関連団体の研修会等の場における水害リスクに関する情報の解説等について（依頼）」（平成31年4月26日国土動第9号－1、国水環第2号）を発出し、不動産関連団体の研修会等の場において水害リスクに関する情報の解説等を順次実施しているところです。

住民が災害の恐れが高まった場合に自らの判断で適切に避難できるよう、引き続き水害リスクの周知を図っていくことが求められていることから、別紙「不動産取引時のハザードマップを活用した水害リスクの情報提供について（依頼）」（令和元年7月26日国土動47号－1、国水環36号、国水下流8号）のとおり、宅地建物取引業者が取引の相手方等に水害リスク情報を提供していただくよう、不動産関連団体に対し依頼しているところです。

つきましては、宅地建物取引業者が適切に対応できるよう、下記の事項について貴都道府県管内市町村に対する周知をお願いいたします。

## 記

宅地建物取引業者より、水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップの入手方法や内容等について問い合わせ等があった場合には、適切に対応できるようご協力をお願いいたします。